機密性２　完全性１　可用性１

事　務　連　絡
令和元年１１月１１日

三重県土地家屋調査士会
会長　古　尾　圭　一　殿

津地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）　大　築　　誠

土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱い等について

平素は，登記行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，本年１０月３１日に開催した標記の取扱いに係る説明会において御質問を頂いた事項等について，別紙のとおり回答します。

つきましては，貴会員へ周知をしていただきますよう，よろしくお願いします。

別紙

Ｑ１　建物表題登記に添付する建築確認済証（所有権証明書）については，１面から６面のみ添付すればよいのか。
Ａ１　従来どおり図面も添付されたい。

Ｑ２　登記官から原本の提示を求められた場合，郵送での提示でもよいのか。
Ａ２　差し支えない。

Ｑ３　オンライン申請において境界標等の写真を添付する場合，従来はＡ４の片面に２枚までという取扱いをしていたが，送付するデーターの容量を節約するため，Ａ４の片面に６枚程度添付したいがどうか。
Ａ３　ＰＣのディスプレイにおいて,画像による審査が可能であれば差し支えない。

Ｑ４　登記識別情報を窓口で受領する場合，どのように本人確認を行うのか。
Ａ４　平成２０年１月１１日付け法務省民二第５７号通達の第２の３(6)に基づき，身分証明書の提示を求めて登記識別情報を受領することができる者であるかどうかを確認するとともに，受付帳に署名捺印を求める。

Ｑ５　平成２７年４月３日付け法務省民事局民事第二課補佐官事務連絡「資格者代理人がするオンラインによる表示に関する登記の申請又は嘱託における法定外添付情報の原本の省略に係る取扱いについて」の取扱いは継続されるか。
Ａ５　本事務連絡に係る取扱いは，本年１１月１１日をもって廃止される。